

コロナ禍での雇用・賃金の動向について —不動産業の状況も含めて—

一般財団法人土地総合研究所 研究顧問 齋藤 哲郎
さいとう てつろう

はじめに

1. 新型コロナウイルスの感染状況と緊急事態宣言等制限措置
2. 雇用調整の可能性がある事業所数と解雇等見込み労働者数
3. コロナ禍における雇用状況
 - (1) 就業者数の推移
 - (2) 就業時間・日数の推移
4. コロナ禍における賃金の状況
むすび

はじめに

わが国において新型コロナウイルス感染が顕在化してからおよそ3年となる。これまでに急速な感染拡大と感染の収束傾向とを繰り返す中で、新型コロナウイルス感染への対応も、いわゆるゼロ・コロナからウィズ・コロナへと移行してきた。2022年3月21日をもって、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置といった事実上の営業規制等を伴う措置は終了し、その後コロナ禍からの経済社会活動の回復へと政策の重心が移りつつある。

このコロナ禍の中で、当然ながらわが国の産業活動も大きな制約を受けてきており、そこでの雇用や賃金にも甚大な影響が生じてきている。コロナ禍での雇用・賃金の動向については、昨年2本のリサーチ・メモにより、分析を試みたところであるが¹、本稿は、その後の変化を含め、コロナ禍

がもたらした雇用・賃金の動向について、産業間の比較を通じて定量的に総括しようとするものである。

不動産業については、他産業と比較するとコロナ禍による影響は受けにくかったようであるが、この点についても不動産業の雇用・賃金状況をデータで確認することとする。さらに、不動産投資全般に視野を広げれば、小売業や飲食業、宿泊業などの状況は、J-REITなどにおける主要な投資対象でもある商業施設やホテルなどの運用にも大きな影響を及ぼすことになる。この点からいえば、不動産業以外の産業がコロナ禍でどのような状況にあるかも、不動産投資について考える上での重要な要素といえよう。

1. 新型コロナウイルスの感染状況と緊急事態宣言等制限措置

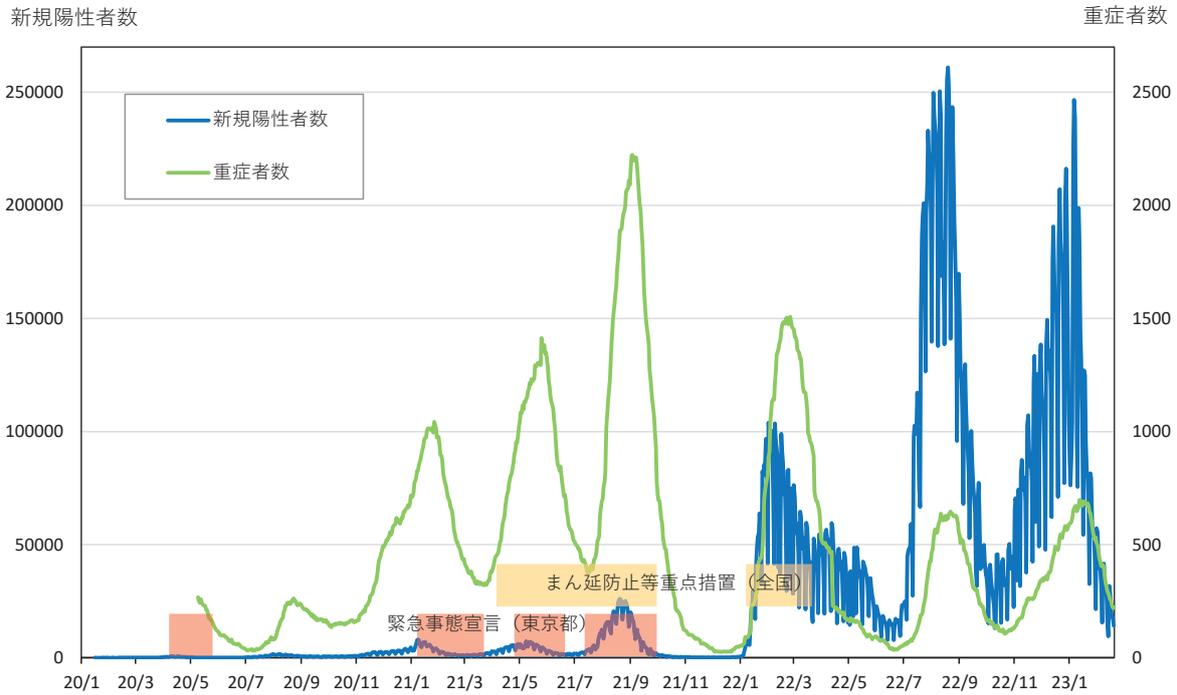
まず、新型コロナウイルスの感染状況の推移とこれに対する政府等による制限措置について、改めて振り返ってみる。図1は、国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認された2020年1月以降の1日あたり感染者数(新規陽性者数)・重症者数の推移とこれに対応して措置された緊急事態宣言(東京都)²とまん延防止等重点措置を実施すべ

research_memo/20220705_1.pdf・https://www.lij.jp/news/research_memo/20220801_1.pdf。

¹ 拙稿「コロナ禍での雇用・賃金の動向～不動産業の状況も含めて(前編)・(後編)」(土地総研リサーチ・メモ2022年7月5日・8月1日)(<https://www.lij.jp/news/>

² なお、東京都が緊急事態宣言の対象区域でない時期に緊急事態宣言の対象区域となっていたのは、沖縄県のみ(2021年5月23日～9月30日)である。

図1. 新型コロナウイルスの感染状況の推移と政府による制限措置



注) 新規感染者数、重症者数の定義については、厚生労働省 HP を参照。
 新規感染者数は、2020年1月26日以降、重症者数は、2020年5月9日以降のデータ。
 グラフ下端の灰色部分は、東京都が緊急事態宣言の対象となっていた時期を示している。
 上記部分の上の薄灰色部分は、全国の都道府県いずれかがまん延防止等重点措置の対象区域となっていた時期を示している。

資料) 厚生労働省 HP「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」オープンデータ (<https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html>)、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日・令和3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部) より作成。

き区域の適用時期³を示したものである。

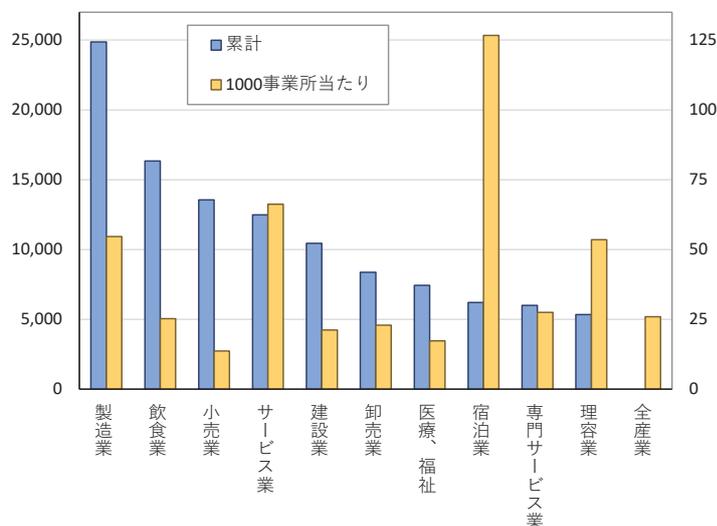
感染者数、重症者数ともに増減を繰り返す中で、経済社会活動への影響の大きかった時期として、次の4つの時期が挙げられるであろう。まずは、2020年4月から6月にかけてである。この時期は、新型コロナウイルスに対する知見が乏しく、ワクチンも実用化前であったこともあり、小中学校の臨時休校措置をはじめとして最も厳しい外出制限等がとられ、一般市民の外出自粛なども最も徹底していた。次が、2021年1月から9月にかけてである。感染力、重症化リスクともに高いデルタ株への置き換わりが進み、医療ひっ迫の度合いが最も高まった時期である。3つめが、2022年1月か

ら3月にかけてである。さらに感染力が高いといわれるオミクロン株への置き換わりが進んだ時期であるが、重症化リスクは低下したともいわれ、コロナワクチン接種が進んだこともあり、感染者数の増加に比較すると重症者数は増えなかった。結果的に緊急事態宣言の発出は回避された。4つめは、2022年7月から9月にかけてである。オミクロン株の感染が主流となり、全国の新規陽性者数20万人を突破したが、重傷者数はそれほど増えておらず、新たな行動制限等はなされなかった。

なお、昨年11月以降感染者数が再び急増したが、本年1月上旬をピークに明らかな減少傾向に転じている。重症者数もそれほど増加せずにピークを越えている。季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されたが、季節性インフルエンザの本格的

³ まん延防止等重点措置は、2021年2月の新型インフルエンザ等対策特別措置法改正により設けられた。

図2. 業種別の雇用調整の可能性がある事業所数累計数と単位事業所数当たりの累計数



注) 業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではない(図3も同じ)。

全産業については、単位事業所数(1000事業所)当たりの累計数のみ掲載している。

各業種の総事業所数は、日本標準産業分類による事業所数を用いている。上記のとおり累計数自体は必ずしも日本標準産業分類に準じていないため、ここでの数値は参考値として取り扱われる。

専門サービス業の事業所数は、日本標準産業分類大分類の「L 学術研究、専門・技術サービス業」のうち、「71 学術・開発研究機関」以外の業種の事業所数としている。

資料：「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について(2023年2月10日現在集計分)」(厚生労働省)、平成28年経済センサス-活動調査(総務省統計局)より作成。

流行の前に収束しつつあるようである。

コロナ禍の雇用・賃金への影響を分析するに当たっては、これらの時期とその特性の違いにも着目する必要があると考える。

2. 雇用調整の可能性がある事業所数と解雇等見込み労働者数

厚生労働省は、2020年5月末以降週ごとに「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報」を公表している⁴。具体的には、当該週において都道府県労働局等が把握できた新型コロナウイルスに係る雇用調整の可能性のある事業所数と新型コロナウイルス関連の解雇等見込み労働者数に関して、全体と上位10業種について集計するとともに、参考までにそれぞれについての過去の累計数も掲載している⁵。以下では、ここでのデータを用いて分析を試みる。

図2・3は、2023年2月10日現在集計分の雇用調整の可能性のある事業所数、解雇等見込み労働

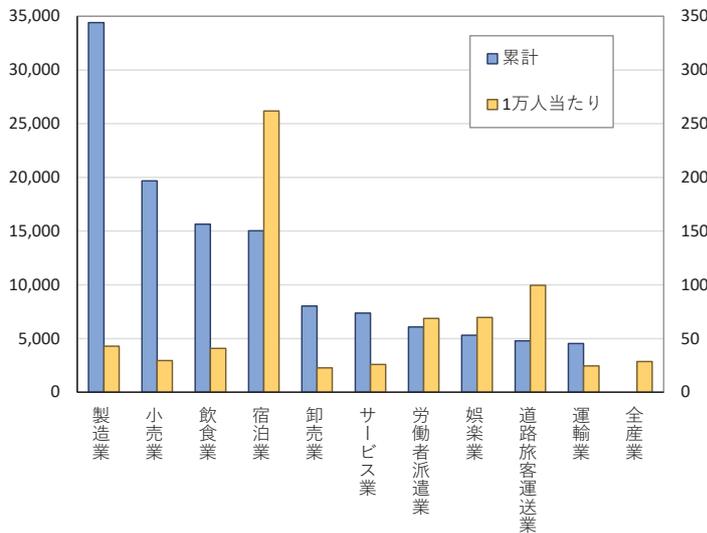
者数それぞれの累計数の上位10業種について、その累計数と単位事業所数(1000事業所)・労働者数(1万人)当たりの数値をグラフ化したものである。

単位事業所数当たりの雇用調整の可能性のある事業所数累計では、宿泊業がずば抜けて多く、サービス業がこれに次いでいる。コロナ禍の影響が深刻といわれている飲食業については、全産業よりもわずかに低いレベルにとどまっているが、これは飲食業の事業所の相当数は家族経営主体であり、雇用調整があまり問題にならない事業所が多いことによるものと考えられる。累計数が最も多かった製造業については、単位事業所数当たりでも全産業の2倍超となっており、製造業に対してもコロナ禍は少なからざる影響をもたらしたものと推察される。また、理容業が単位事業所数当たりで製造業とほぼ並んでいる。その他累計数上位10業種に入っている小売業、建設業、卸売業、医療・福祉、専門サービス業については、いずれも単位事業所数当たりでは全産業並みないし全産業より低くなっており、コロナ禍に起因する雇用調整の観点では特に目立った状況にはない。

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouseisaku1.html 参照。

⁵ なお、2020年9月までは過去の累計値の公表が主であり、当該週のみでの上位10業種の公表はなされていなかった。

図3. 業種別の解雇等見込み労働者数累計数と単位労働者数当たりの累計数



注) 既に再就職した者も含まれている可能性がある。

全産業については、単位労働者数(1万人)当たりの累計数のみ掲載している。

各業種の総労働者数は、日本標準産業分類による常用雇用者数を用いている。常用雇用者とは、期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。図2注書にあるとおり累計数自体は必ずしも日本標準産業分類に準じていないため、ここでの数値は参考値として取り扱われる。

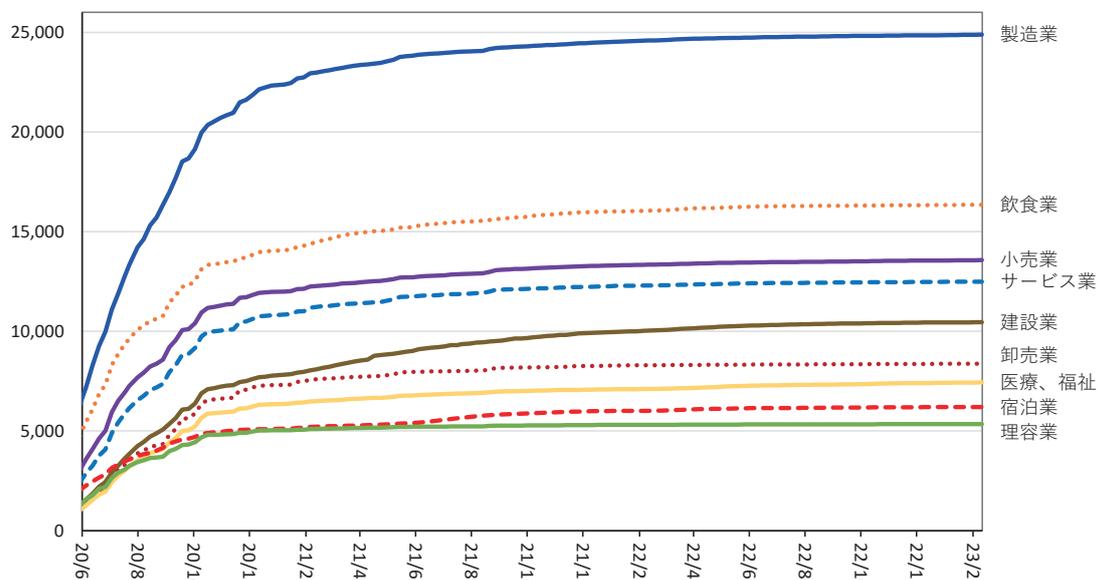
サービス業の労働者数は、日本標準産業分類大分類の「R サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「91 職業紹介・労働者派遣業」以外の業種の労働者数としている。

運輸業の労働者数は、日本標準産業分類の大分類の「H 運輸業、郵便業」のうち、「43 道路旅客運送業」及び「49 郵便業(信書便事業を含む)」以外の業種の労働者数としている。

資料：図2に同じ。

単位労働者数当たりの解雇等見込み労働者数累計では、雇用調整の可能性のある事業所数と同じく宿泊業がずば抜けて多く、道路旅客運送業がこれに次ぎ、労働者派遣業と娯楽業がこれに次いでいる。飲食業については、全産業の1.4倍程度となっている。単位事業所数当たりの累計数に比べれば多くなっているが、それでも報道等に見られる深刻度に比べて低い印象がある。おそらく零細事業所が大部分であるため、解雇等に係る相談などが行政の窓口まで至っていないケースや事業所自体が廃業したケースが多いのではないかと推察される。その他累計数上位10業種に入っている製造業、小売業、卸売業、サービス業、運輸業については、概ね全産業並みであり、コロナ禍に起因する解雇等の面では特に目立った状況にはない。

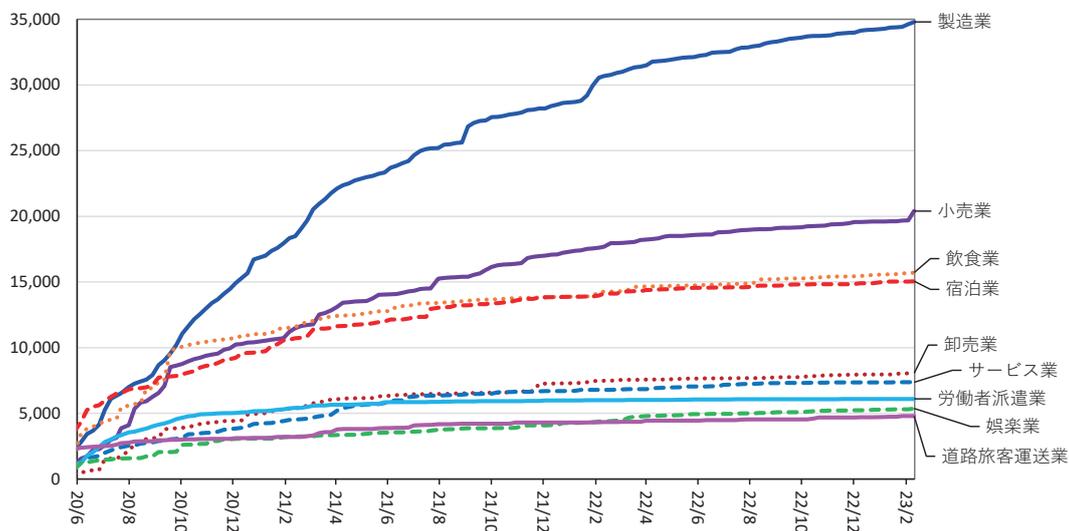
図4. 業種別の雇用調整の可能性がある事業所数累計数の推移



注) 2023年2月10日分の累計値での上位10業種のうち、過去の累計値データがすべて捕捉できる9業種(専門サービス業以外)を取り上げている。

資料: 「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」(厚生労働省)より作成。

図5. 業種別の解雇等見込み労働者数累計数の推移



注) 2023年2月10日分の累計値での上位10業種のうち、過去の累計値データがすべて捕捉できる9業種(運輸業以外)を取り上げている。

資料: 図4に同じ。

次に、雇用調整の可能性がある事業所数及び解雇等見込み労働者数について時系列でみている。図4は、雇用調整の可能性がある事業所数の累計数の推移を、表1で挙げた10業種のうち専門サービス業以外の9業種について示したものである。いずれの産業も2020年10月頃まで急速に増加し、その後伸びが鈍化している。1.で触れたように、このグラフの始点である2020年6月頃まで、今回のコロナ禍で最も厳しい外出制限がとられ、その後も極めて強い外出等自粛ムードが続いていた。各産業ともこの影響をもろに受けて、もともと経営状況が芳しくなかった事業所などが雇用調整に走ったことによるものと考えられる。

2021年以降は、いずれの産業も漸増ないし横ばいに近い状況になっているが、グラフをよく見ると建設業と宿泊業の増加がやや目立つ。直近2年弱で建設業が3割、宿泊業が2割ほど増加している。建設業の増加の理由はさだかでないが、宿泊業については、国内外の観光・ビジネス需要が急減したことにより、経営難に陥る事業所が継続的に生じていることによるのではないかと推察される。

図5は、解雇等見込み労働者数の累計数の推移を、表1で挙げた10業種のうち運輸業以外の9業種について示したものである。こちらも産業によっては2020年10月頃から伸びの鈍化がみられるものの、雇用調整の可能性がある事業所数ほど明確ではない。特に製造業や娯楽業については直近1年で2~3割の増加傾向が続いている。従業者側においては、依然として解雇のリスクにさらされ続けているということであろう。なお、道路旅客運送業については、2020年5月末の時点では宿泊業に次いで解雇等見込み労働者数累計数が多かったが、その後は横ばいに近い状況が続いている。飲食業や宿泊業もそうであるが、まず緊急事態宣言下での移動の制約の影響をもろに受けた産業において解雇等が増加し、その後製造業、卸売・小売業、サービス業などにも影響が広がったといったところであろうか。

不動産業については、雇用調整の可能性がある事業所数の各週集計で過去7回上位10業種に入っ

たことがある。これは、農林業(8回)に次ぎ、16番目に該当する。また、解雇等見込み労働者数の各週集計では、過去18回上位10業種に入ることがある。これは、専門サービス業(34回)に次いで、洗濯業と並び14番目に該当する。いずれも不動産業の事業所数・労働者数の規模に比して低めであり、コロナ禍による不動産業に対する影響は、比較的小さかったことが読み取れる。

3. コロナ禍における雇用状況

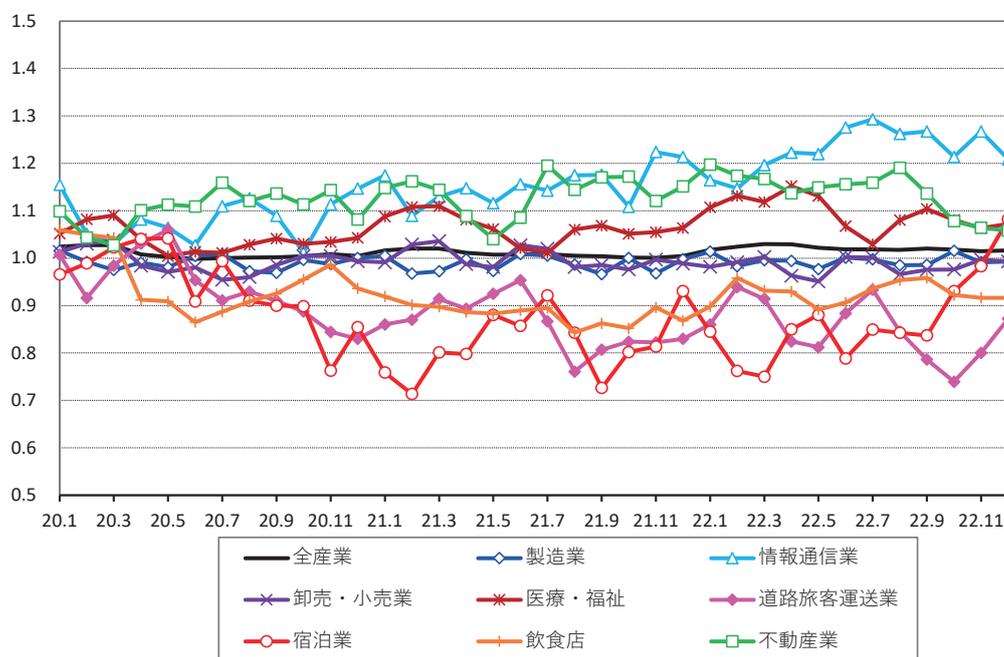
次に、コロナ禍において雇用状況がどのような推移を示してきたかについて、政府統計の月次結果を用いて探っていく。雇用状況の分析に当たっては、就業者数と就業時間・日数について取り上げる。

雇用状況に関する政府統計の月次結果としては、労働力調査と毎月勤労統計調査があるが、就業者数については労働力調査の結果を用いることとする⁶。なお、労働力調査は、国勢調査のような悉皆調査ではなく、月次調査のため調査項目数や標本規模も比較的小さいことから⁷、分類が細くなるほど標本数が少なくなりぶれが大きくなる可能性がある。以下の図表においては、各月の数値そのものよりトレンドに着目していただきたい。

⁶ 就業者数については労働力調査の結果を用いる理由としては、労働力調査が世帯を対象とする調査であるのに対し、毎月勤労統計調査は事業所を対象とする調査であり、複数の事業所で就労している者がダブルカウントとなるおそれがあること、毎月勤労統計調査ではパート・アルバイト以外の非正規雇用労働者が正規雇用労働者と区分されていないこと、常用労働者5人以上の事業所を対象としているため飲食業のような零細事業所が主の産業の実態をとらえ切れないおそれがあること、廃止事業所については標本が補充されるため、廃業により減った雇用者数が反映されない可能性があることが挙げられる。

⁷ 労働力調査の調査対象は、毎月約4万世帯及びその世帯人員約11万人、そのうち就業状態を調査する15歳以上人口は約10万人である。

図6. 産業別雇用者数の2017~2019年各月平均同月比の推移



注) 2017年~2019年の各年同月平均の数値を1とした場合の比を示している。

雇用者とは、会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員をいう。自営業主・家族従業者は含まない。

飲食店とは、日本標準産業分類の中分類「76 飲食店」をいう。したがって、持ち帰り・配達飲食サービス業は含まない。

以上、図7以下においても同じ。

資料：労働力調査（基本集計）2017年1月分～2022年12月分（総務省統計局）より作成（図7～9、表1・2も同じ。）。

(1) 就業者数の推移

図6は、2020年1月から2022年12月までの雇用者数について、産業別に2017~2019年各月平均の同月比の推移を示したものである。対象産業は、不動産業のほか、主要産業として日本標準産業分類の大分類において就業者数で上位3業種である製造業、卸売・小売業及び医療・福祉を、コロナ禍により深刻な影響を受けているといわれる産業として道路旅客運送業、宿泊業及び飲食店を、コロナ禍での就労・生活様式の変化によりプラスの影響を受けている可能性のある産業として情報通信業を取り上げた。

まずコロナ禍により深刻な影響を受けている産業についてであるが、宿泊業と道路旅客運送業は2020年6月頃から前年比マイナス傾向が強まり、その後2017~2019年同月比7割台の水準まで低下している。飲食店については、緊急事態宣言が発

出された20年4月以降2017~2019年同月比マイナスが続いている⁸。ただし、宿泊業については、昨年秋以降の回復が著しく、22年12月には、2017~2019年同月比プラスに浮上し、かつ、情報通信業に次ぐプラス幅となっている。

一方、主要3産業については、製造業と卸売・小売業は、ほぼ2017~2019年並みの水準で推移し、医療・福祉は、2017~2019年比ややプラスの水準でほぼ推移している。情報通信業は、若干の上下はあるもののほぼプラスの水準を保っている。不動産業については、多少の変動はあるものの概ね情報通信業と同程度のプラス水準で推移している。

⁸ なお、飲食店については、自営業主・家族従業者の割合が高いが（2020年1月時点で、就業者全体の14.7%（全産業では、自営業主が主の農林業等を含めても9.4%）、自営業主等を含めた就業者数推移をみても、雇用者数推移とほとんど変わらない。

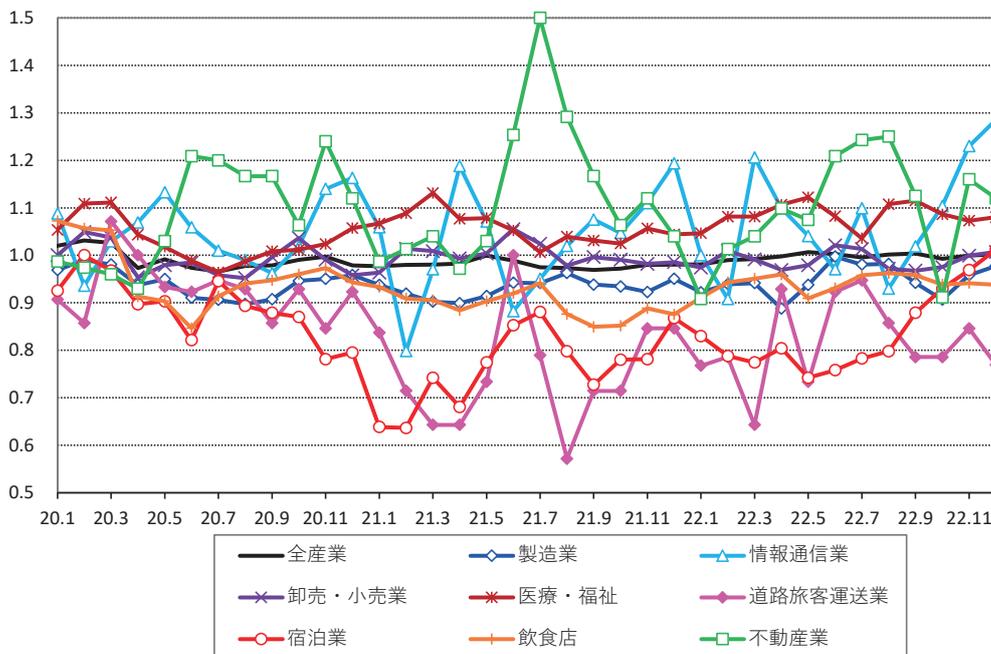
その理由は定かでないが、コロナ禍が追い風になった物流施設や生活密着型商業施設需要やリモートワークの普及に伴う住み替え需要などのほか、コロナ禍の影響が大きい産業からの雇用の受け皿となっているのかもしれない。

全体的には、コロナ禍により深刻な影響を受けた産業（＝道路旅客運送業、宿泊業、飲食店）とコロナ禍が追い風となった、ないしはコロナ禍の影響を受けづらかった産業（＝情報通信業、医療・福祉、不動産業）との二極化の傾向が明らかである。

なお、今般のコロナ禍では特に非正規雇用労働者がより影響を受けているともいわれている。そこで、次に非正規職員・従業員に限定して産業別の就業者数の2017～2019年同月比を示す(図7)。まず道路旅客運送業、宿泊業については、正規職員等を含めた数値と比べ、マイナス幅が大きくなっている。やはり非正規職員等の方が解雇等の対象になりやすいということであろう。飲食店については、正規職員等を含めた数値と傾向は類似し

ている。これは、飲食店の場合、雇用者の大部分が非正規職員等であること(2022年12月で79%)によるものと考えられる。卸売・小売業と医療・福祉についても全就業者数の傾向とあまり差はない。一方、製造業は、国内での新型コロナウイルス感染が顕在化した20年3月以降、正規職員等を含めた数値とは異なり明らかに2017～2019年比マイナスが継続しており、製造業に関しては非正規職員等を中心とした雇用削減の動きがあったものと推察される。情報通信業については、非常に変動が大きいものの、全体としてはややプラス傾向であろうか。不動産業に関しては、非常に変動が大きいものの、ほぼ2017～2019年比プラスの水準が続いている。全体的には、雇用者数全体と比べて、コロナ禍により深刻な影響を受けた産業とコロナ禍が追い風となった、ないしはコロナ禍の影響を受けづらかった産業との二極化の傾向が雇用者全体に比べより顕著になっているようである。

図7. 産業別の非正規職員・従業員数の2017～2019年各月平均年同月比の推移



注) 非正規職員・従業員とは、雇用者のうち役員及び正規の職員・従業員以外をいい、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などが該当する。

次に、非正規職員・従業員をパート・アルバイトとその他（派遣社員、契約社員、嘱託等）に分けてみていく。図8・9は、非正規職員・従業員の産業別の就業者数の2017～2019年同月比をパートタイム・アルバイトと派遣社員、契約社員等その他非正規職員・従業員とに分けて示したものである。パートタイム・アルバイトの方が解雇・雇止めは容易であることから、パートタイム・アルバイトのマイナス幅の方が大きくなりそうに思えるが、宿泊業と飲食店については、むしろ派遣社員、契約社員等の方がマイナス幅が大きいように見える。いずれの業種も非正規職員・従業員に占めるパートタイム・アルバイトの割合が非常に高く（2022年12月時点で、宿泊業は86%、飲食店は98%、全産業では71%）、派遣社員、契約社員等の標本数が少ないことによるぶれとも考えられ

るものの、あえて理由を推測すれば、困難な経営状況に直面して非正規職員等（場合によっては正規職員等も）を解雇等した上で、一時的な労働力不足にはパートタイム・アルバイトで対応した結果なのかもしれない。ちなみに、卸売・小売業についても、マイナス幅は小さいが、派遣社員、契約社員等がほぼマイナス傾向で推移しており、同様の理由が想定できる（なお、卸売・小売業については、標本数が少ないことによるぶれが原因とは考えにくい）。その他の産業については、派遣社員、契約社員等とパートタイム・アルバイトとの間に目立った傾向の差異はみられないが、情報通信業は派遣社員、契約社員等の増加幅の方がやや大きいように見える。不動産業も派遣社員、契約社員等とパートタイム・アルバイトともに雇用を増やしているようである。

図8. 産業別のパート・アルバイト数の2017～2019年各月平均同月比の推移

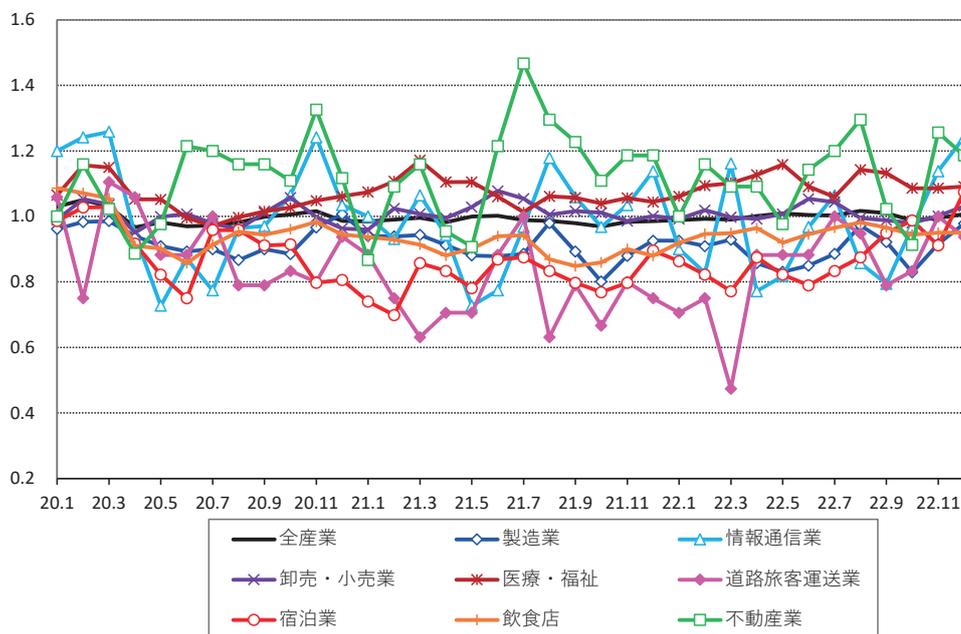
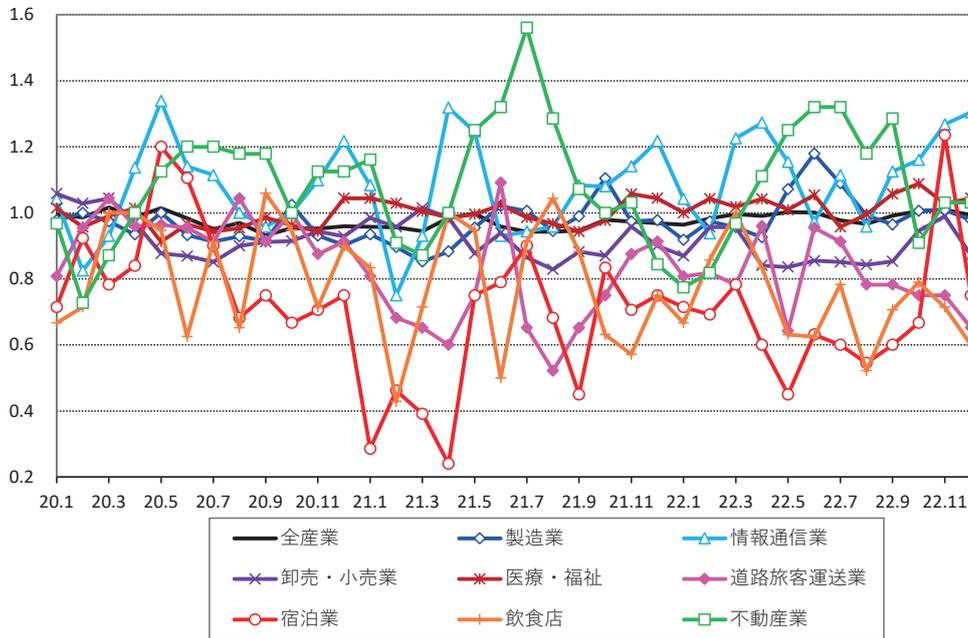


図9. 産業別のパート・アルバイト以外の非正規職員・従業員数の2017～2019年各月平均同月比の推移



なお、図6～9を図1と比較すると、産業によっては、就業者数の変化が新型コロナウイルス感染状況、特に重症者数の変化と呼応しているようにも見える。そこで、サンプル数が少ないのであくまで参考値であるが、各月の産業別・雇用形態別就業者数と新型コロナウイルス重症者の月間最多人数との間の相関係数を算出してみた。

全体に目立った相関はみられないものの、道路旅客運送業の非正規職員等や宿泊業については、負の相関がみてとれる。道路旅客運送業や宿泊業が新型コロナウイルスの感染拡大に伴い雇用を減らしていた状況がここにも表れている。また、コロナ禍が追い風になった可能性のある情報通信業や不動産業については、コロナの感染状況の変化

自体が直接影響するとは考えにくいと、特に相関性は見出せない結果となっているものと考えられる。なお、飲食店については、パート・アルバイトを含めて負の相関があまりみられないが、飲食店は零細事業所の割合が高いことから、迅速な雇用調整の手段として解雇・雇止めを活用しにくく、就業日数・時間の縮減で対応した上で営業継続が困難であれば廃業といったケースが多いからではないか。ちなみに、産業別就業者数として2017～2019年同月比の数値を用いた場合については、データの掲載は省略するが、道路旅客運送業、宿泊業の負の相関がやや強まり、飲食店の負の相関はやや弱まるものの、全体として大きな違いはない。

表1. 産業別の就業者数と新型コロナウイルス重症者数との相関係数

	雇用者数全体	非正規職員等	派遣職員等	パート等
全産業	-0.14	-0.31	-0.26	-0.20
製造業	-0.05	0.15	-0.03	0.23
情報通信業	-0.09	-0.08	-0.14	0.10
卸売・小売業	0.26	0.18	0.12	0.14
医療・福祉	0.05	0.06	-0.02	0.08
道路旅客運送業	-0.10	-0.48	-0.45	-0.25
宿泊業	-0.45	-0.35	-0.10	-0.36
飲食店	-0.37	-0.28	0.26	-0.31
不動産業	0.07	0.04	0.02	0.04

注) 産業別就業者数は、2020年5月～2022年12月各月末の雇用形態別就業者数(表2も同じ)。

新型コロナウイルス重症者数は、2020年5月～2022年12月各月における各日現在の重症者数の最大値。ただし、2020年5月のみ5月9日以降の最大値。なお、各月の各日現在の重症者数の平均値を用いても、結果はほぼ変わらない。

雇用者数全体、非正規職員等、派遣職員等、パート等は、それぞれ図6、図7、図9、図8の対象である雇用形態と同じ(表2も同じ)。

表2. 産業別の就業者数と新型コロナウイルス新規陽性者数との相関係数

	雇用者数全体	非正規職員等	派遣職員等	パート等
全産業	0.60	0.38	0.32	0.28
製造業	0.13	0.43	0.42	0.00
情報通信業	0.58	0.10	0.19	-0.13
卸売・小売業	-0.21	0.02	-0.33	0.15
医療・福祉	0.45	0.44	0.23	0.45
道路旅客運送業	-0.14	-0.11	-0.26	0.17
宿泊業	-0.01	0.04	-0.09	0.10
飲食店	0.23	0.26	-0.20	0.28
不動産業	0.21	0.22	0.15	0.21

注) 産業別就業者数は、2020年1月～2022年12月各月末の雇用形態別就業者数。

新型コロナウイルス新規陽性者数は、2020年1月～2022年12月各月における各日の新規陽性者数の平均。ただし、2020年1月のみ1月16日以降の平均値。なお、各月の新規感染者数の最大値を用いても、結果はほぼ変わらない。

参考までに各月の産業別・雇用形態別就業者数と新規陽性者数の月間平均⁹との間の相関係数も掲載する(表2)。全産業と情報通信業、医療・福祉で正の相関がみてとれる。新型コロナウイルス感染による欠勤者の増加に備えて、雇用者を増やしているということであろうか。なお、重症者数は新規陽性者数より遅れたタイミングでピークを迎えることと考え合わせると、医療・福祉の場合には、最も業務が逼迫する重症者数のピークを迎

える前に、事前に就業者を確保しておくことからこのような結果が生じたのではないかと推察する。

(2) 就業時間・日数の推移

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営不振により雇用調整を行うに際しては、解雇、雇い止めといった手法のほかに、就業時間や就業日数を削減するという対応もある。そこで、次に就業時間と就業日数について取り上げる。就業時間、就業日数の分析に当たっては、就業者数の分析とは異なり毎月勤労統計調査の結果を用いることとする

¹⁰ (③を除く)。なお、毎月勤労統計調査も、国

⁹ 重症者数については最大値を用い、新規陽性者数については平均値を用いる趣旨は、重症者数は前日より重症が継続している者も含む数値であるのに対し、新規陽性者数はその日限りの数値であり、検査数の多寡や地方公共団体の集計のタイミング等の影響を受けやすいことによる。

¹⁰ 就業時間・就業日数については毎月勤労統計調査の結果を用いる理由としては、労働力調査では就業者全体

勢調査のような悉皆調査ではなく、月次調査のため調査項目数や標本規模も比較的小さいことから¹¹、分類が細くなるほど標本数が少なくなりぶれが大きくなる可能性がある点には留意されたい。

① 労働時間の推移

図10は、2020年1月から2022年11月までの月次での実労働時間について、産業別、一般労働者・パートタイム労働者別に2017～2019年各月平均の同月比の推移を示したものである。多くの産業で2017～2019年比マイナスの傾向が続いているようである。需要の減退や地方公共団体からの要請による就業時間短縮、テレワークの普及や出張の自粛などに伴う所定外労働時間の減少といった要因によるものと考えられる。

宿泊業、飲食店、道路旅客運送業については、緊急事態宣言が出されていた20年4～5月に大きく落ち込んだ。その後やや回復したものの21年1月以降同年10月頃までデルタ株のまん延を受けて再び大きく落ち込んだ。21年末にやや回復した後、さらに22年1月以降オミクロン株の感染拡大に伴い再度落ち込んだが、このところいずれの産業も回復の兆しが見られる。オミクロン株感染が急拡大して1日当たり新規陽性者数が20万人を超えた22年7～9月には、宿泊業と飲食店のパートタイム労働者がやや落ち込んだものの、その他の労働者については、特段の変化はなかった。

これらの産業の中では、特に宿泊業の落ち込みが顕著であり、ホテル等の稼働率が急速に下がった影響をまともに受けているようである。落ち込

での就業時間等の月次データしか公表されていないのに対し、毎月勤労統計調査では一般労働者とパート・アルバイトそれぞれの月次データが公表されていることや複数の事業所で就労している場合を想定すると事業所ベースでのデータの方が雇用調整による労働時間削減が反映されやすいことが挙げられる。また、就業者数とは異なり廃止事業所についての配慮する必要も小さい。なお、常用労働者5人以上の事業所を対象としているため飲食業のような零細事業所が主の産業の実態をとらえ切れないおそれは残るが、就業時間・就業日数については、零細事業所と5人以上の小規模事業所との間で大きな差異は生じないのではないかと考える。

¹¹ 毎月勤労統計調査の調査対象は、常用労働者5人以上の約33,000事業所である。

みの程度は、移動に係る制限・自粛が最も厳しかった20年4～5月が最も大きく、その後は落ち込みの程度が徐々に小さくなっているようにみえる。いずれにしてもこれら3産業の変化は、図1で示した感染状況とそれに伴う制限措置の変化と軌を一にしている。

2017～2019年比マイナスの傾向の産業が多い中で、情報通信業だけは2017～2019年比プラスの月が多い(一般労働者で35カ月中20カ月)。やはり多くの業種・事業所でテレワーク等が広がったことなどの要因で、情報管理等に係る業務受託などが増加したということであろう。特に、22年7月以降のパートタイム労働者のプラス傾向が目立つ。22年9月のデジタル庁創設など政府をはじめとした経済社会のデジタル化への動きに呼応したものであろうか。

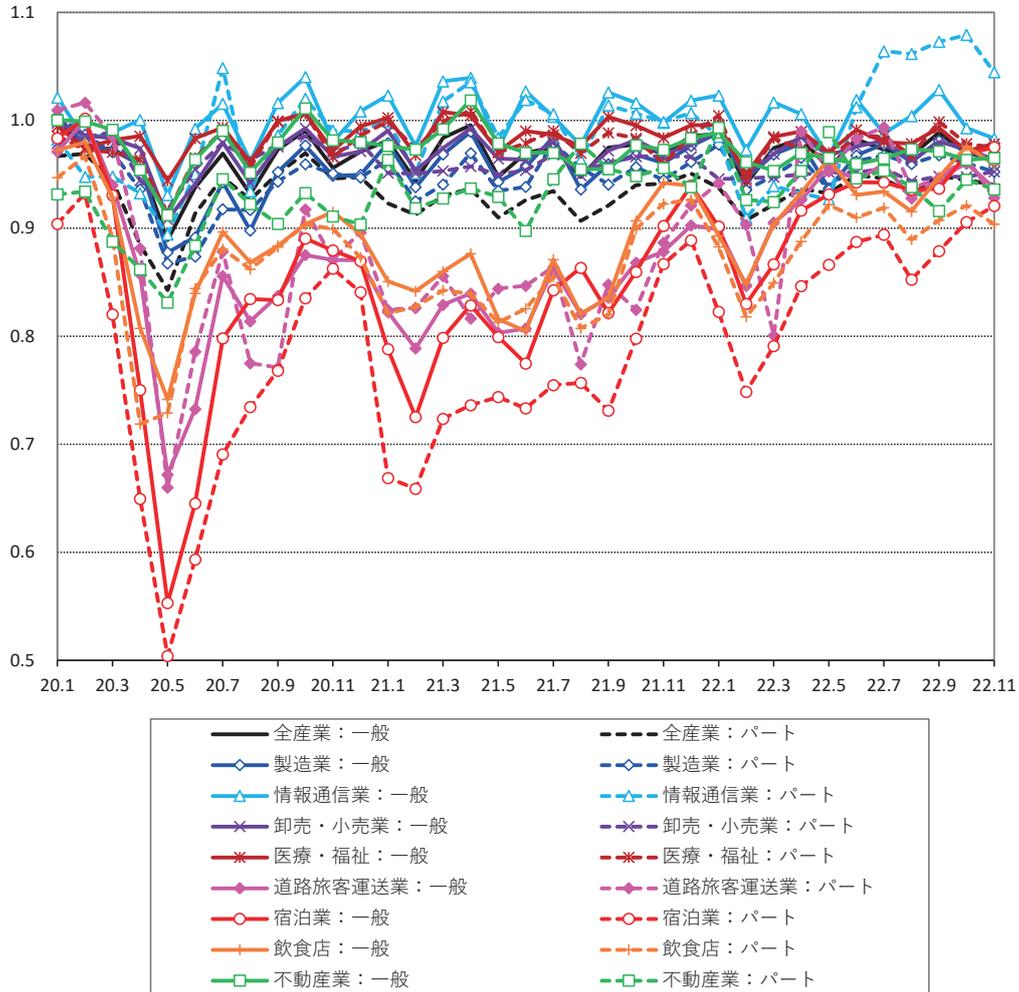
不動産業については、一般労働者は医療・福祉と並んでほぼ2017～2019年並みの水準で推移している。他産業に比べて就業時間の減少が目立たない要因は不詳であるが、就労・生活様式の変化に応じた住み替え需要への対応などがあつたのではないかと考える。ただ、2022年に入って、2017～2019年比プラスの月が一月もないなどやや就業時間が伸び悩んでいるようにもみえる。コロナ禍による住宅・事務所の買い替え・借り替え需要が一段落するとともに、マンションをはじめとした不動産の価格が高止まりしていることによるのではないかと考える。

一般労働者とパートタイム労働者との比較では、パートタイム労働者のマイナス幅の方がやや大きい産業が多い。雇用調整の一環として労働時間を減らすのであれば、パートタイム労働者からということであろう。

② 出勤日数の推移等

図11は、2020年1月から2022年11月までの月次での出勤日数について、産業別、一般労働者・パートタイム労働者別に2017～2019年各月平均の同月比の推移を示したものである。実労働時間とよく似た傾向を示している。このところ出勤日

図10. 産業別にみた各月の実労働時間の2017~2019年各月平均同月比の推移



注) 実労働時間とは、労働者が実際に労働した時間数であり、早出、残業、休日出勤等所定外労働時間を含み、休憩時間、有給休暇取得分を除く。

一般とは、一般労働者の略で、常用労働者のうちパートタイム労働者以外の者をいう。

パートとは、パートタイム労働者の略で、常用労働者のうち、①1日の所定労働時間が一般の労働者より短い、②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者、のいずれかに該当する者をいう。

常用労働者とは、①期間を定めずに雇われている者、②1か月以上の期間を定めて雇われている者、のいずれかに該当する者をいう。

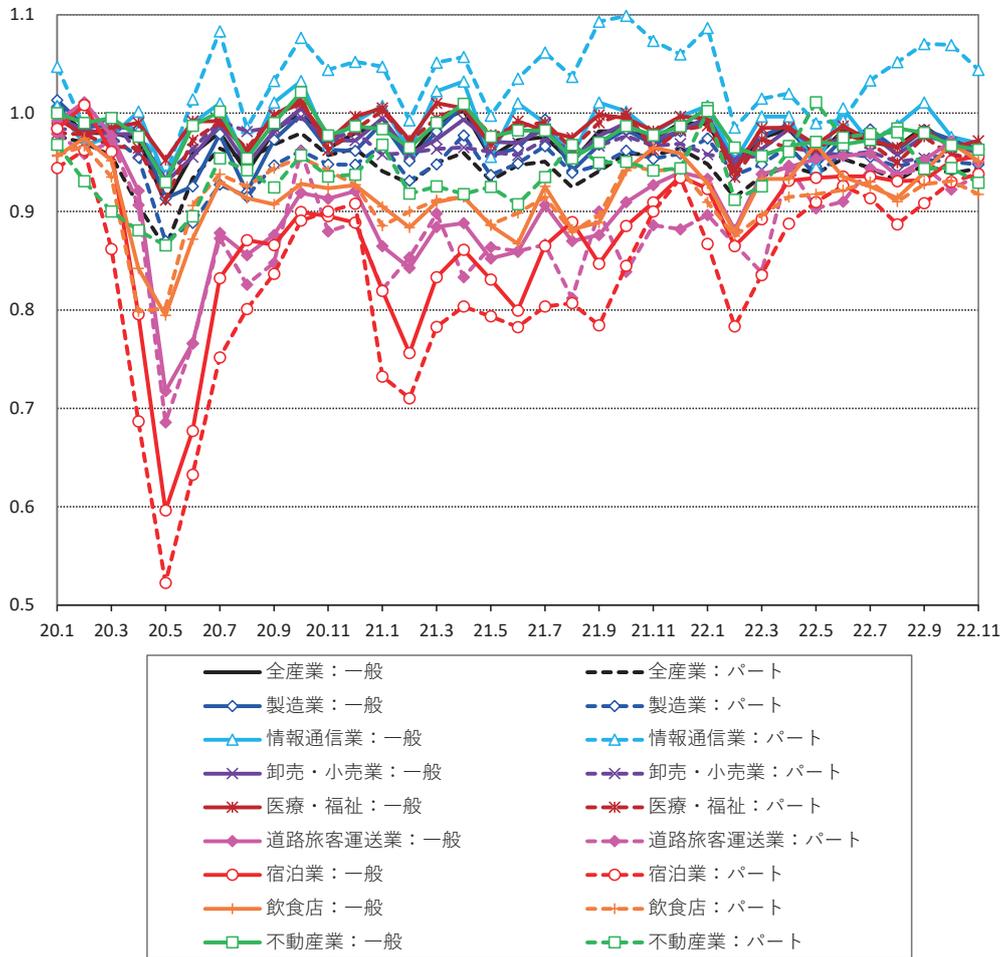
以上、以下の図においても同じ。

資料：毎月勤労統計調査 全国調査 2017年1月分~2022年11月分（厚生労働省）より作成。

数はコロナ禍前の水準に戻る兆しがみられ、21年5月以降8月を除き、宿泊業、飲食店、道路旅客運送業を含め、ここで掲げたすべての産業の一般労働者・パートタイム労働者が0.9超となっている。やや特徴的なのは、情報通信業のパートタイム労働者が2017~2019年比でほぼプラスで推移

している点である。情報通信業は、今回とり上げた産業のうち最もパートタイム労働者の割合が低いことから（2020年4月時点で、全産業が31.8%なのに対し、情報通信業は5.9%）、標本数が少ないことによるぶれの可能性もある。ただあくまで推測であるが、一般労働者全般がリモートワー

図11. 産業別にみた各月の出勤日数の2017~2019年各月平均同月比の推移



注) 出勤日数とは、業務のため実際に出勤した日数をいう。1時間でも就業すれば1出勤日となる。
在宅勤務（テレワークを含む。）させた場合も、出勤日数に含む。

資料：図10と同じ。

ク・在宅勤務等を行う中で、オフィスでの日常業務をパートタイム労働者に委ねた結果といったことも想定できるのではないかと¹²。不動産業については、一般労働者についてはほぼ2017~2019年並みの水準で推移している。

¹² この点は、情報通信業の非正規職員・従業員数が2017~2019年比でプラス傾向にあること（図7~9参照。）とも整合的であると考えられる。なお、労働力調査における非正規職員・従業員（派遣社員を除く。）のうち、所定労働時間・日数が正規職員・従業員より少ない労働者は、毎月勤労統計調査ではパートタイム労働者に含まれることになる。

③ 労働時間・出勤日数と重症者数・新規陽性者数との比較

なお、労働時間・出勤日数の変化も、産業によっては、就業者数の変化が新型コロナウイルス感染状況、特に重症者数の変化と呼応しているようにも見える。そこで、サンプル数が少ないのであくまで参考値であるが、各月の産業別・雇用形態別就業者数と新型コロナウイルス重症者の月間最多人数との間の相関係数を算出してみた（表3）。

全体に目立った相関はみられないものの、飲食店については、ある程度の負の相関がみてとれる。やはり、新型コロナ感染の深刻化が、飲食店の労

表3. 産業別の実労働時間・出勤日数と新型コロナウイルス重症者数との相関係数

	実労働時間		出勤日数	
	一般労働者	パート・アルバイト	一般労働者	パート・アルバイト
全産業	-0.24	-0.40	-0.27	-0.36
製造業	-0.14	-0.12	-0.21	-0.13
情報通信業	-0.20	-0.20	-0.26	-0.09
卸売・小売業	-0.25	-0.22	-0.27	-0.28
医療・福祉	-0.21	-0.15	-0.23	-0.15
道路旅客運送業	-0.26	-0.33	-0.21	-0.26
宿泊業	-0.15	-0.19	-0.12	-0.19
飲食店	-0.52	-0.52	-0.45	-0.47
不動産業	-0.24	0.09	-0.28	-0.13

注) 実労働時間・出勤日数は、2020年5月～2022年11月各月の数値。

新型コロナウイルス重症者数は、2020年5月～2022年11月各月における各日現在での重症者数の最大値。ただし、2020年5月のみ5月9日以降の最大値。

一般労働者、パート・アルバイトは、それぞれ図10、図11の対象である雇用形態と同じ。

資料：図10と同じ。

働日数・時間の減少という形で影響を与えていることが推察される。なお、宿泊業や道路旅客運送業に対する影響は、就業者数とは異なり目立たないものとなっている。

なお、新規陽性者数との相関については、実労働時間、出勤日数ともに、相関係数0.4以上又は-0.4以下となる業種はみられなかった(表は省略する。)

④ 非正規雇用労働者の就業時間

次に、パートタイム労働者のみならず派遣社員や契約社員なども含む非正規雇用労働者全体の就業時間がコロナ禍によってどの程度の影響を受けているかについて、再び労働力調査を用いてみていく¹³。図12は、2020年から2022年9月までの四半期ごとの平均月間就業時間を産業別及び正規・非正規職員・労働者別に示したものである(全線が正規、点線が非正規)。データ上の制約から、月次ベースではなく四半期ベースとなっているほか、産業分類も大分類ベースのみとなっている。

四半期ベースでの月平均値であるため、振幅幅は月次ベースよりも狭くなっているものの、ほとんどの産業で正規・非正規を問わず2017～2019

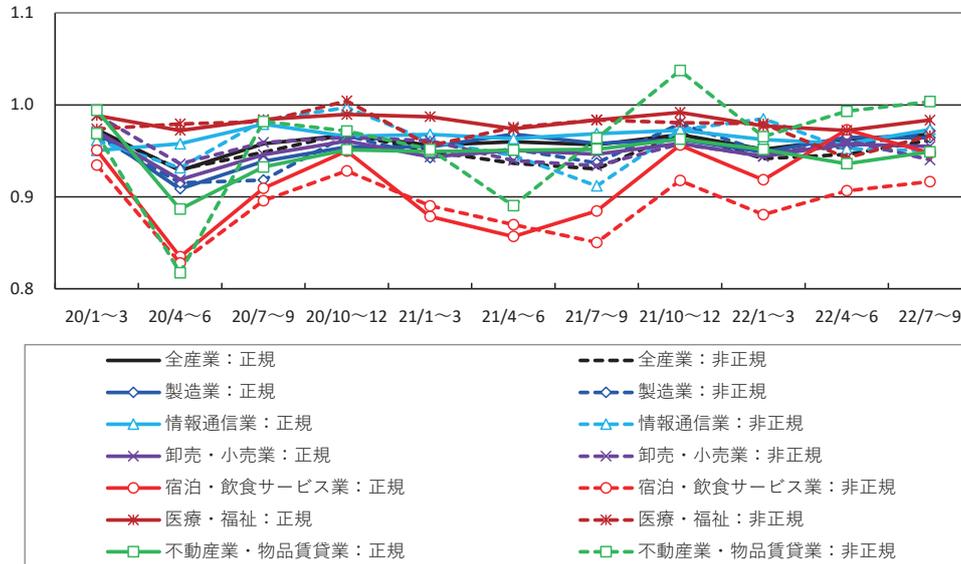
年の各四半期の平均比でマイナスで推移している。特に落ち込みが大きいのがコロナ禍の影響を強く受けたといわれる宿泊・飲食サービス業となっている。非正規職員等の就業時間の落ち込みが正規職員等に比べて明らかに大きいといったケースはみられない産業が多いが、宿泊・飲食サービス業の21年7～9月期以降については、正規職員等と非正規職員等との乖離が大きくなっている。非正規職員等への労働需要が回復しきっていないのか、逆にある程度以上の日数・時間で就労が可能な非正規職員等が不足しているのか。日頃の報道等から判断すると、後者の可能性が高いように思える。

不動産業・物品賃貸業については、非正規職員等の期ごとの変動が非常に大きくなっている。20年4～6月期の落ち込みが目立つが、これは不動産業等の場合2017～2019年平均では4～6月期の非正規職員等の就業時間が最も長かった一方、20年4～6月期は緊急事態宣言の影響で非正規職員等の就業時間が少なかったことによるものと考えられる。その後の不動産業・物品賃貸業の非正規職員等の就業時間は、変動が大きいものの他産業と比較すればおおむね減少幅が小さめで推移している。

ちなみに、月次での実労働時間の推移を示した図10と比較しても、概ね矛盾しない結果となっている。ただ、図10で情報通信業の一般労働者の総労働時間が2017～2019年比でプラス傾向が強い

¹³ 毎月勤労統計調査の場合は、派遣社員は派遣元事業所の労働者となり、契約社員は所定労働時間・日数について正規労働者と同様であれば一般労働者に含まれ、少なればパートタイム労働者とされる(「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査 調査票の記入要領」(厚生労働省) p5・6)。

図12. 産業別、正規・非正規別でみた平均月間就業時間（四半期単位）の
2017~2019年平均同期比の推移



注) 月間就業時間とは、「(週間就業時間/月末1週間の就業日数) × 月間就業日数」をいい、平均月間就業時間とは、従業員の月間就業時間の総数を従業員数で割った数値をいう。

正規とは、正規職員・従業員を、非正規とは、非正規職員・従業員を意味する。

資料：労働力調査（詳細集計）2017年1~3月期~2022年1~3月期（総務省統計局）より作成。

のに対し、図12では情報通信業の正規職員、非正規職員ともに2017~2019年比マイナスで推移している。これが単なる統計上のぶれなのか、何らかの要因によるものなのかは判然としないが、複数の事業所で就業していたIT技術者等が、コロナ禍により就業先を絞ることによって、就業先の事業所での労働時間は変わらないか増加していても総体としての労働時間は減少するといった事態が生じているのかもしれない。

⑤ テレワークの浸透と労働時間・日数の変化

コロナ禍による就業形態の大きな変化の一つとして、テレワークの浸透が挙げられる。国土交通省の調査によると、全就業者に占めるテレワーカーの割合は、2019年度まではほぼ横ばいであったが(2019年度で14.8%)、2020年度は23.0%、2021年度は27.0%と、コロナ禍の下で増加傾向にある¹⁴。業種別でみると、最も雇用型テレワーカーの

割合が高いのは、情報通信業(2021年度で74.0%)であり、これに次いで学術研究・専門技術サービス業(同55.4%)、金融・保険業(同49.3%)が高くなっている¹⁵。2019年度から2020年度にかけての伸びでも、最も伸び幅が大きかったのが情報通信業であり(35.8%→66.1%)、学術研究・専門技術サービス業(29.5%→47.1%)と金融・保険業(19.8%→34.9%)がこれに次いでいる¹⁶。そこで、テレワーカーの割合とその伸びが大きいこれらの業種を取り上げ、テレワークの浸透が労働時間にどのような影響を与えているのかについて探ることとする。ちなみに、不動産業は2021年度時点で上記3産業に次いでテレワーカーの割合が高くなっている(38.4%)¹⁷。

和4年3月 国土交通省) (以下「R3 テレワーク調査」という。) p11。

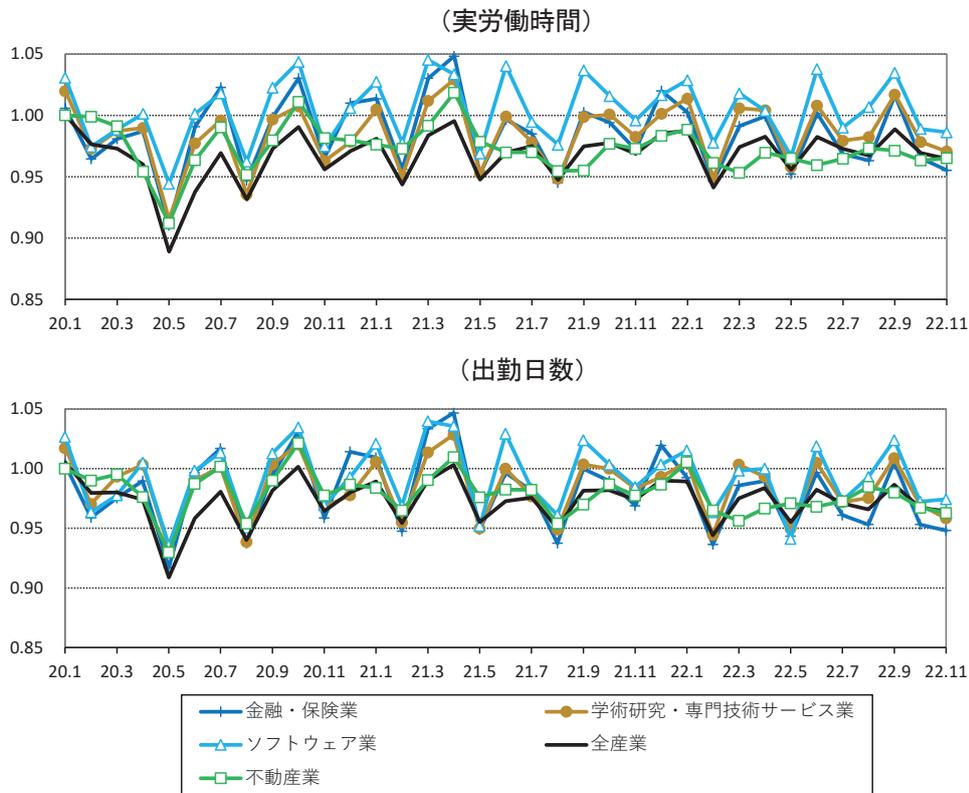
¹⁵ R3 テレワーク調査 p14。

¹⁶ 「令和2年度テレワーク人口実態調査 調査結果」(令和3年3月 国土交通省) p14。

¹⁷ R3 テレワーク調査 p14。

¹⁴ 「令和3年度テレワーク人口実態調査 調査結果」(令

図 13. テレワーカー比率の高い産業等の実労働時間・出勤日数の 2017~2019 年平均同月比の推移



資料:図 10 と同じ。

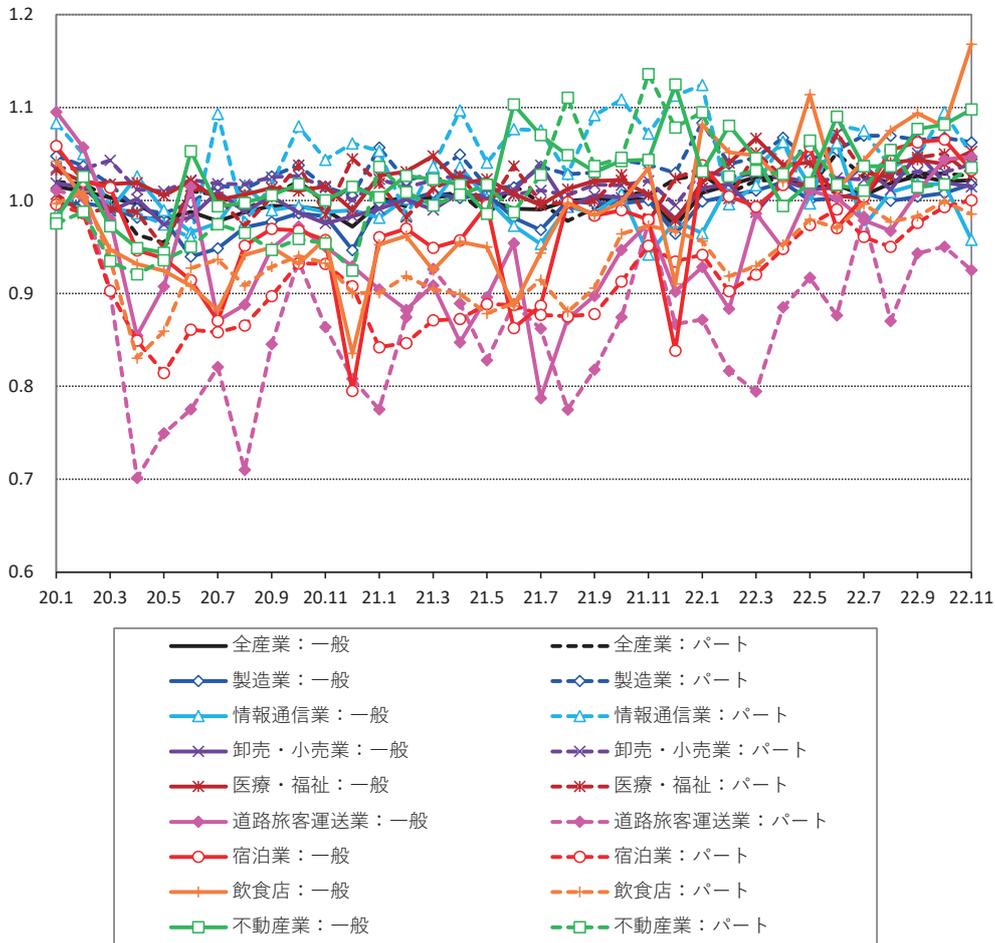
図 13 は、金融・保険業、学術研究・専門技術サービス業と情報通信業の中でもテレワークとの親和性が高いと考えられるソフトウェア業について、2020 年 1 月から 2022 年 11 月までの月間の実労働時間と出勤日数について、2017~2019 年各月平均の同月比の推移を示したものである。比較のために全産業と不動産業の推移も再掲した。

金融・保険業、学術研究・専門技術サービス業、ソフトウェア業のいずれについても、コロナ禍の前と比較しても実労働時間、出勤日数ともに大きな変化はない。細かくみると、実労働時間、出勤日数ともに学術研究・専門技術サービス業がコロナ禍前に比べてやや減少気味である。2021 年後半以降については、金融・保険業も、実労働時間、出勤日数ともにやや減少気味である。ソフトウェア業については、多少の変動はあるもののコロナ禍前とほぼ同じレベルで推移しており、最も落ち込みの激しかった 20 年 5 月の実労働時間でも医療・福祉と同程度の 5%程度しか下がっていない。

したがって、テレワークによる業務執行の効率化によって労働時間が減少する、あるいは、在宅勤務により労務管理が不十分となり労働時間が増加するといった事象については、少なくともグラフの数値からは読み取ることはできない。むしろ他産業とは異なり、コロナ禍であっても労働時間等の落ち込みがほとんど見られないということ自体に対して、テレワークの浸透も寄与しているということではないかと考える¹⁸。

¹⁸ コロナ禍による労働時間の落ち込みには、需要減退に起因するものと供給制約に起因するものがあり、道路旅客運送業、宿泊業、飲食店の落ち込みは主に前者、製造業の落ち込みは主に後者によるものと考えられる。情報通信業、金融・保険業、学術研究・専門技術サービス業については、いずれの要因からもあまり影響を受けておらず、テレワークは後者の要因の緩和・解消に効果を発揮したのではないかと考える。

図14. 産業別にみた各月の現金給与額の2017~2019年各月平均同月比の推移



注) 現金給与額とは、賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

資料：図10と同じ。

4. コロナ禍における賃金の状況

最後に、コロナ禍が賃金にどのような影響を与えてきたかについて分析を試みる。賃金に関するデータを月次で公表している政府統計は、前章でも利用した毎月勤労統計調査のみであるから、これを用いて作業を進めていく。

① 給与額の推移

図14は、2020年1月から2022年11月までに支払われた1人当たり現金給与額について、産業別、一般労働者・パートタイム労働者別に2017~2019年各月平均の同月比の推移を示したもので

ある。

まずコロナ禍により深刻な影響を受けているといわれる産業についてであるが、一般労働者は、道路運送旅客業と飲食店については2020年3月から、宿泊業については20年4月から2017~2019年比マイナスが継続し(道路旅客運送業の20年6月を除く。)、道路旅客運送業は20年4月まで、宿泊業は2021年いっぱいまで、飲食店は21年10月まで2017~2019年比プラスになっていない。パートタイム労働者はより深刻であり、宿泊業は2020年2月から、道路旅客運送業と飲食店は2020年3月から、直近まで2017~2019年比マイナスが

続いている。マイナス幅はパートタイム労働者の方が大きい傾向にあり、特に道路旅客運送業のパートタイム労働者は、2020年に2017~2019年比7割そこそこまで落ち込む月が複数みられた。一般労働者は各年6~7月と12月に大きく落ち込む傾向がみられるが、これはコロナ禍での業績不振による夏季・年末賞与の削減・不支給に起因するものと考えられる(なお、賞与については④参照。)。なお、2022年に入ってから宿泊業と飲食店の一般労働者の給与が2017~2019年比ほぼプラスとなり、5月には道路旅客運送業の一般労働者の給与もプラスに転じており、ようやくコロナ禍の影響から脱却しつつある証とみることもできるだろう。特に、2022年夏以降の飲食店の一般労働者の給与は、2017~2019年比のプラス幅が他産業と比べて高いレベルで上昇傾向にあり、実労働時間がここまでの伸びを示していないことと考え合わせると、人手不足から給与額が上昇しているものと考えられる。

その他の産業については、おおむね2017~2019年並みで推移しており、一般労働者とパートタイム労働者との差もあまりみられない。唯一情報通信業のパートタイム労働者は、2017~2019年比ほぼプラスで推移している。その変動は図11で示した出勤日数の推移とも類似しており、出勤日数の増加が給与の増加にストレートに反映されている可能性がある。不動産業については、一般労働者、パートタイム労働者ともに2021年半ばから2017~2019年比プラスの傾向にあり、実労働時間や出勤日数に特に変化がみられないことと考え合わせると、業績自体が好調で給与アップに結びついたのでないかと推察される。

② 超過労働給与の額の推移

次に、コロナ禍による需要減少・業務縮減の影響を直接受けるであろう超過労働給与に着目する。図15は、常用労働者に対して支払われた1人当たり超過労働給与の額について、産業別に2017~2019年各月平均の同月比の推移を示したものである。やはり、給与総額はもちろん、就業者数や

労働時間などと比較しても、落ち込み幅が大きくなっている。20年4~5月には、1回目の緊急事態宣言により小中学校・高校が休校となるなど人流が徹底的に抑制されたが、この時期の労働事情が反映された20年5月はいずれの産業もかなり落ち込んでいる。

コロナ禍で深刻な影響を受けた3産業については、いずれも20年3月以降22年3月まで2017~2019年比でかなりのマイナスが続いている。いずれの産業も、1回目の緊急事態宣言の影響を受けた20年4~6月、2回目の緊急事態宣言の影響を受けた21年1~3月の落ち込みが大きい。特に20年5月には宿泊業で2017~2019年比3割を切るなど事実上の休業を強いられた宿泊業、飲食店の落ち込みが際立っている。なお、2022年4月以降は3産業ともかなりの回復基調にある。特に22年7月と10・11月は、宿泊業で2017~2019年比1.1倍を超えるなど宿泊業と道路旅客運送業が他産業と比べても大きな伸びを示している。県民割支援や全国旅行支援の実施などを背景に、国内の旅行需要が増加する一方、旅館・ホテルや観光バスなどを担う労働力が不足していることによるものと考えられる。

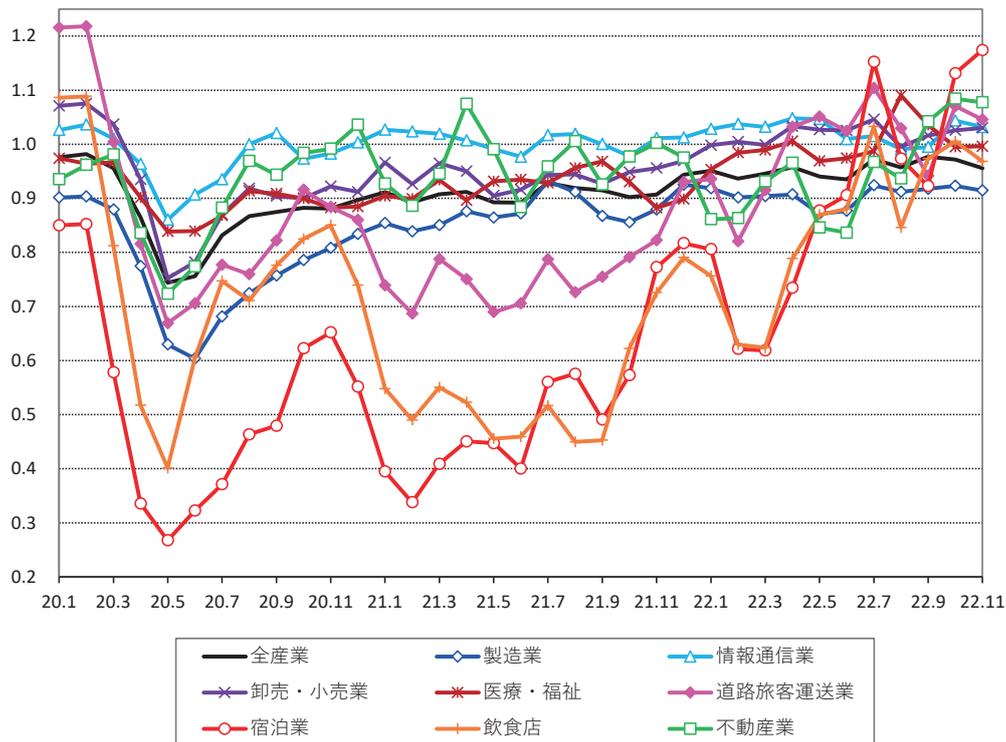
その他の産業については、製造業は、20年12月頃までは道路旅客運送業と似た変化で、2017~2019年比でかなりのマイナスとなっている。これは人流抑制のためテレワーク等が推奨される中、テレワークによる出勤者削減が難しい一方、一般消費者を直接顧客としていないため休業は比較的容易という製造業の特徴から、工場の一斉休業等が増えたことによると考えられる。その他の産業については、傾向の違いはあまりみられないが、情報通信業については、2021年以降2017~2019年比でほぼプラス傾向が続いている(22か月中17か月でプラス)。テレワーク等が一定程度定着する中で企業のIT需要が高まったことが反映されているのではないかと推察される。不動産業については、20年夏以降は他産業と比較すると減少幅が小さく、一部2017~2019年比プラスの月もみられる。就労・生活様式の変化に伴う新たな不動産需要の出現とい

った面が影響しているのかもしれない。

産業全体として、直近まで2017～2019年比マイナスの傾向がみられ、コロナ禍が幅広い産業の業務縮減をもたらしたことがみてとれる。なお、産

業によっては、テレワーク、リモート会議等の浸透が超過勤務ないし超過勤務手当の減少につながった面もあるかもしれない¹⁹。

図15. 産業別にみた常用労働者1人当たり超過労働給与の額の
2017～2019年各月平均同月比の推移



注) 超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

資料：図10と同じ。

なお、3. (1) (2)で取り上げた新型コロナウイルスの重症者数・新規陽性者数との相関については、現金給与額との間では、相関係数0.5以上又は-0.5以下であったケースは、飲食店のパートタイム労働者の現金給与額と重症者数との間の相関係数-0.51のみであった(表は省略)。超過労働給与額との相関については、表3のとおりである。医療・福祉との間で新規陽性者数に正の相関が認められるほか、重症者数については飲食店、道路旅客運送業との間で負の相関がみられる。宿泊業と新規陽性者数との間にも正の相関が認められる

が、これは症状自体は軽いとされるオミクロン株による新規感染者の増加時期と国内旅行需要の復調時期とが重なったことによるものと考えられる。

¹⁹ テレワーク等の浸透は、業務実施の効率化による時間外勤務の縮減が期待できるとともに、会社等による就業時間の管理がやりづらくなることにより、時間外勤務を正確に把握し切れなくなるといった面もあると考えられる。

表3. 超過労働給与額と新型コロナウイルス重症者数・新規陽性者数との相関係数

	重症者数	新規陽性者数
全産業	0.08	0.32
製造業	0.25	0.31
情報通信業	0.01	0.14
卸売・小売業	-0.04	0.33
医療・福祉	0.23	0.67
道路旅客運送業	-0.41	0.41
宿泊業	-0.27	0.58
飲食店	-0.61	0.39
不動産業	0.04	-0.01

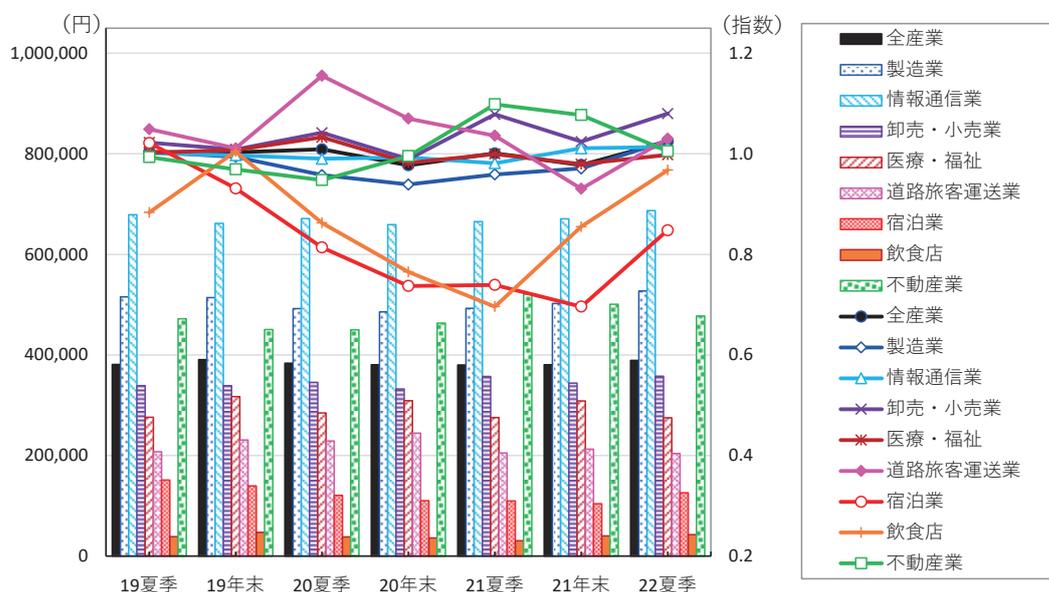
注) 新型コロナウイルス重症者数は、2020年5月～2022年11月各月における各日現在での重症者数の最大値。ただし、2020年5月のみ5月9日以降の最大値。

新型コロナウイルス新規陽性者数は、2020年1月～2022年11月各月における各日の新規陽性者数の平均。ただし、2020年1月のみ1月16日以降の平均値。

③ 賞与額の推移

コロナ禍により企業の経営状況が芳しくなくなれば、労働者の給与のうちまず削減対象となるのは賞与のはずである。そこで、2019～2022年の夏季・年末賞与（2022年は夏季賞与のみ）の額について産業別に変化をみしてみる（図16）。

図16. 2019～2021年の産業別にみた常用労働者1人当たりの夏季・年末賞与の推移



注) 棒グラフは、賞与を支給した事業所の全常用労働者（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む。）についての1人平均賞与支給額を示す。

折れ線グラフは、1人当たりの賞与支給額について、2017～2019年の夏季賞与、年末賞与それぞれの平均を1とした場合の指数である。

資料：毎月勤労統計調査2017年夏季賞与分～2022年夏季賞与分（厚生労働省）より作成。

宿泊業については賞与額が21年年末までほぼ連続して減少しているが、これはコロナ禍の影響とみてよいのではないかと考えられる。飲食店も19年年末賞与以降、21年夏季賞与まで連続して減少しており、やはりコロナ禍の影響とみられる。コロナ禍で深刻な影響を受けたはずの道路旅客運送業の1人当たり賞与額が増加傾向にあるようにみえるが、これは実際に賞与額が増えたのではなく、賞与を支給した事業所の割合が大きく低下したこと（1人当たり賞与額算出の母数に含まれる賞与を支給されていない労働者の数が減ったこと）によるところが大きいのではないかと考えられる（図17）。直近の2022年夏季賞与では、3産業とも明らかに増加しているが、観光需要等の復調によるものと考えられる。

その他の産業の賞与額については、不動産業を含めておおむね横ばい傾向で推移しているが、2021年に入ってやや増加傾向もみとれる。

そもそも1人当たりの賞与額は、産業による差が非常に大きい（図16の棒グラフを参照）。飲食店のように1人当たりの賞与額が低い産業は、その要因として実際に支給される賞与が少ないこともあるが、支給事業所において賞与支給の対象となっている常用労働者の割合が低いこと（2021年年末賞与について、飲食店では支給事業所の常用労働者の58.7%、宿泊業で60.7%（全産業では82.5%））も大きいと考えられる。さらに、飲食店や宿泊業は、全事業所に占める賞与を支給している事業所の割合も低い（同じく、飲食店で45.0%、宿泊業で51.6%（全産業では70.2%））。そして、このような賞与支給の対象となる常用労働者の割合が低い産業は、コロナ禍による経営不振に際して、賞与の減額ではなく、賞与の不支給を選択したケースも多いと考えられる。

図17. 2019～2021年の産業別にみた賞与支給事業所数割合の推移

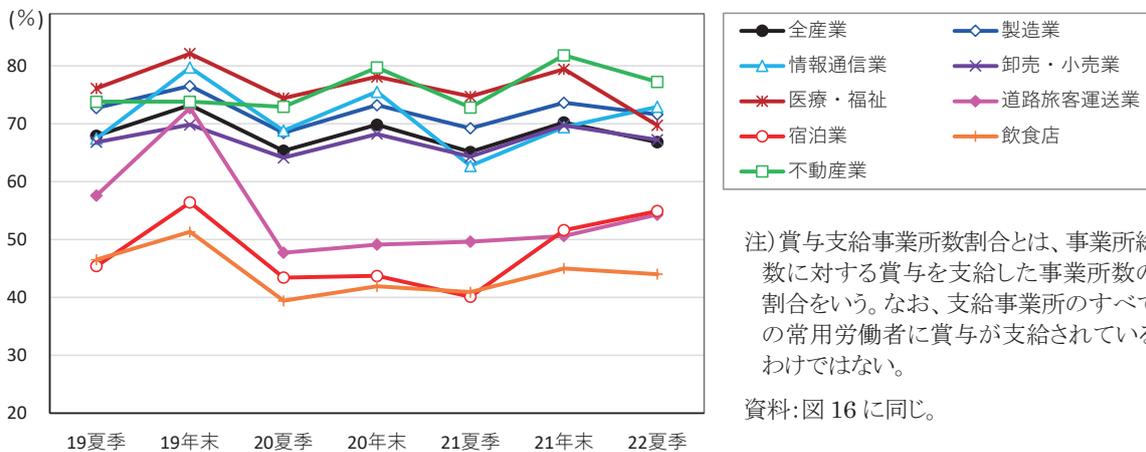


図18は、常用労働者全体に対する賞与支給を受けた労働者数の割合の推移を示したものである。一般に夏季賞与の支給割合よりも年末賞与の支給割合の方が高い。コロナ禍で深刻な影響を受けた3産業以外の産業については、コロナ禍の下でも賞与支給割合はほぼ横ばいしないしわずかに減少することどまっている。これに対し、道路旅客運送業、飲食店、宿泊業については、2020年以降明らか

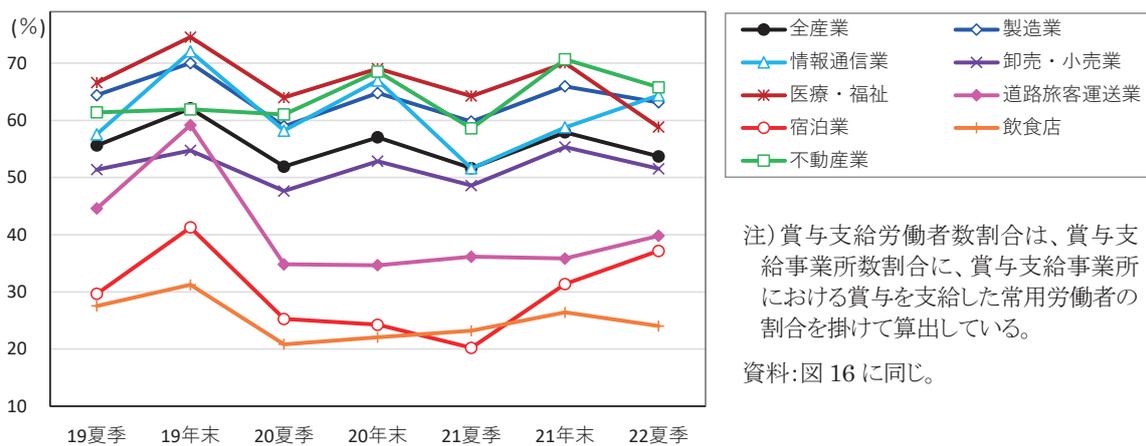
かに賞与支給割合が減少している。しかもその変動は図16とほぼ同様となっており、これらの産業では（事業所内で賞与支給労働者の割合を減らすのではなく、）事業所単位で常用労働者全体の賞与支給を中止するといった対応が主にとられたものと考えられる。

2021年の年末賞与以降は宿泊業での賞与支給割合の伸びが目立つ。また、道路旅客運送業につい

ても、通常前年の年末賞与支給割合より低下するはずの 2022 年夏季賞与の支給割合が上昇している。これらは、観光需要等の復調によるものと考えられる。特徴的なのは、情報通信業の 2022 年夏季賞与支給割合であり、2020・2021 年には前年の

年末賞与支給割合より低下していた夏季賞与支給割合が、逆に上昇しコロナ禍前 2019 年の夏季賞与支給割合を明らかに超えている。これは情報通信業に対する需要拡大から労働者の繋ぎ止めを図った結果といえるのではないかと。

図18. 2019～2021年の産業別に見た賞与支給労働者数割合の推移



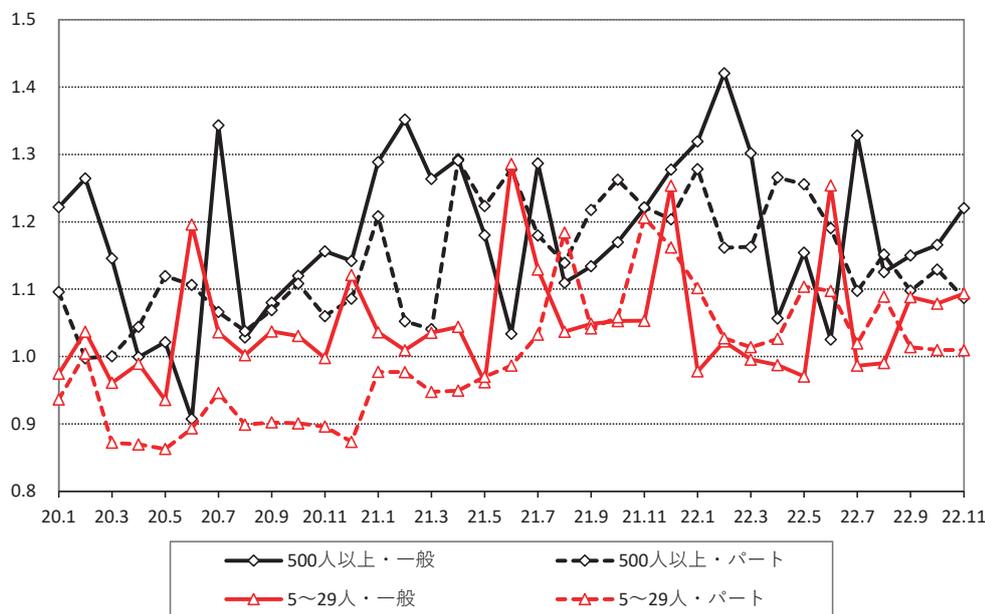
④ 不動産業の小規模事業所における給与動向

既にみたとおり、コロナ禍の中でも不動産業全般の賃金についてはあまり悪影響がみられない。それでは、主に中小零細企業が営むであろう規模の小さい事業所についても同様のことがいえるのか。図 19 は、事業所規模別、一般労働者・パートタイム労働者別に不動産業における 1 人当たり現金給与額の 2017～2019 年各月平均同月比の推移を示したものである。規模の小さい事業所として常用労働者 5～29 人の事業所を抜き出すとともに、それとの比較のため規模の比較的大きな事業所として常用労働者 500 人以上の事業所を抜き出している。

まず、大規模事業所の一般労働者については、多少のアップダウンはあるもののおおむね 2017～2019 年比プラスで推移している。特に 2021 年以降は好調で、2017～2019 年比 3 割増を超える月も複数みられる。2021 年初めまでは、大規模事業所のパートタイム労働者と小規模事業所の一般労働者については、ほぼ 2017～2019 年並みの水準が継続し、小規模事業所のパートタイム労働者につ

いては、ほぼ 2017～2019 年比マイナスで推移してきたが、2021 年半ばから、いずれもほぼ 2017～2019 年比プラスの水準にシフトしたようにみえる。不動産業の小規模事業所は、その大部分が専ら不動産仲介業を営む事業所と考えられるが、2021 年初めまではやはりコロナ禍により来店する顧客が減ったことなどが影響したものと思われる。不動産業においても中小零細企業に雇用されるパートタイム労働者の賃金には悪影響があったということであろう。その後は、就業・生活スタイルの変化等に伴う住み替え需要などにより、営業実績が好転し、現金給与も増えたということではないか。やや特徴的なのは、小規模事業所一般労働者の 2021 年以降の 6 月と 12 月の数値である。いずれも 2017～2019 年比 1.25 倍を超えており、大規模事業所の一般労働者並みの伸びとなっている。これは、小規模事業所の場合、毎月の給与を大規模事業所並みに増やすことは難しい分、夏季・年末賞与の上積みにより対応したことによるものと考えられる。

図19. 不動産業における事業所規模別、一般労働者・パートタイム労働者別の1人当たり現金給与額の2017~2019年各月平均同月比の推移



資料: 図 10 に同じ。

むすび

以上、コロナ禍における雇用・賃金の状況について分析を試みてみた。コロナ禍は幅広い産業の雇用・賃金に影響を及ぼしているものの、やはり業種による雇用・賃金への影響の度合いには大きな差があるようである。宿泊業、飲食業、道路旅客運送業が大きな打撃を受けている一方で、主要産業である製造業、卸売・小売業などへの影響は今のところ限定的であるといえよう。また、宿泊業等については非正規雇用労働者に対する影響がより深刻であり、好調な情報通信業等との二極化の傾向さえみられるようである。不動産業に対する影響は全般的には目立たないが、小規模事業所のパートタイム労働者にはある程度悪影響があったようである。ただ、他産業への影響は、不動産投資市場にも及ぶ点にも配慮しなければならない。例えば、宿泊業が大きな打撃を受けたことは、ホテルに対する不動産投資に深刻な影響を与え、一部のホテル系不動産投資法人は事実上無配といえる状況にまで至った²⁰。

足元の新型コロナ新規陽性者数と重症者数をみると、第8波は収束に向かいつつあり、本年5月8日には新型コロナウイルスの感染法上の位置づけを、現在の2類相当から季節性インフルエンザ並みの5類に移行することとなった。他方、さらなる変異株の拡大の可能性も否定できず、今後の雇用・賃金への影響も懸念されるところではある。ただし、その場合でも、少なくとも2020年の感染拡大初期と比較すれば、経済・社会活動への影響を小さくすることが可能であろう。

昨年来、ロシアによるウクライナ侵攻に起因する食料・エネルギー価格の上昇、米国等での政策金利の引上げ、欧州や中国を中心とした景気減速懸念など、コロナ禍以外にも産業に重大な影響を及ぼす要素が増え、どこまでがコロナ禍による影響なのか読み解きづらくなっている。コロナ禍による雇用・賃金に対する影響が癒えたとまではいえない中、引き続き国内における雇用・賃金状況を示す数字を注視していく必要がある。

²⁰ 拙稿「新型コロナウイルス感染拡大とホテルに対する不動産投資の状況」(土地総研リサーチ・メモ 2020

年7月3日)(https://www.lij.jp/news/research_memo/20200702_1.pdf) p2。